

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課）

制 度 名	復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の拡充																						
税 目	所得税、法人税 （東日本大震災復興特別区域法第 37 条、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 2、第 17 条の 2 及び第 25 条の 2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 17 条の 2）																						
要 望 の 内 容	<p>(1) 現行制度の概要 平成 33 年 3 月 31 日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却等又は税額控除ができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得時期</th> <th colspan="2">特別償却の割合</th> <th colspan="2">税額控除の割合</th> </tr> <tr> <th>～31 年 3 月 31 日</th> <th>31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日</th> <th>～31 年 3 月 31 日</th> <th>31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td style="text-align: center;">50% <small>(福島県:即時償却)</small></td> <td style="text-align: center;">34% <small>(福島県:即時償却)</small></td> <td style="text-align: center;">15%</td> <td style="text-align: center;">10% <small>(福島県 15%)</small></td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td style="text-align: center;">17% <small>(福島県 25%)</small></td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">6% <small>(福島県 8%)</small></td> </tr> </tbody> </table>				取得時期	特別償却の割合		税額控除の割合		～31 年 3 月 31 日	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日	～31 年 3 月 31 日	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日	機械・装置	50% <small>(福島県:即時償却)</small>	34% <small>(福島県:即時償却)</small>	15%	10% <small>(福島県 15%)</small>	建物・構築物	25%	17% <small>(福島県 25%)</small>	8%	6% <small>(福島県 8%)</small>
	取得時期	特別償却の割合		税額控除の割合																			
		～31 年 3 月 31 日	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日	～31 年 3 月 31 日	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日																		
	機械・装置	50% <small>(福島県:即時償却)</small>	34% <small>(福島県:即時償却)</small>	15%	10% <small>(福島県 15%)</small>																		
	建物・構築物	25%	17% <small>(福島県 25%)</small>	8%	6% <small>(福島県 8%)</small>																		
<p>(2) 要望の内容 本特例措置について、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限り、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、平成 31 年 3 月 31 日までに取得したものと同一特別償却又は税額控除の率とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却の割合</th> <th>税額控除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得時期</td> <td>31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日</td> <td>31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td style="text-align: center;">50% <small>(福島県:即時償却)</small></td> <td style="text-align: center;">15%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td style="text-align: center;">8%</td> </tr> </tbody> </table>					特別償却の割合	税額控除の割合	取得時期	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日	機械・装置	50% <small>(福島県:即時償却)</small>	15%	建物・構築物	25%	8%								
	特別償却の割合	税額控除の割合																					
取得時期	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日	31 年 4 月 1 日～ 33 年 3 月 31 日																					
機械・装置	50% <small>(福島県:即時償却)</small>	15%																					
建物・構築物	25%	8%																					
<p>※雇用等被害地域 東日本大震災復興特別区域法第 2 条第 3 項第 2 号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定めており、沿岸部の 35 市町村に雇用等被害地域が定められている。</p>																							
		平年度の減収見込額	▲3,578 百万円																				
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）																				
		（改正増減収額）	（ — 百万円）																				

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

## (1) 政策目的

地震・津波被災地域では、生活インフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建に関する事業も平成 30 年度末にはほぼ完了するなど、インフラ等の復旧が着実に進む一方、産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えないことから、復興期間の「総仕上げ」に向け、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

また、福島原子力事故災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、同地域を除くほとんどの地域で避難指示解除がなされるなど、本格的な再生・復興に向けスタートを切ったところであり、引き続き、官民合同チーム等による支援を通じ被災事業者等の事業再開等を支援していく必要がある。

## (2) 施策の必要性

### ①事業活動の状況

岩手県、宮城県及び福島県における製造品出荷額を市町村別にみると、震災前に比べて回復していない市町村が、依然として半数弱となっており、特に沿岸部においては非常に厳しい市町村が存在する。（工業統計「製造品出荷額」H27/H22：女川町 38%、山元町 72%、気仙沼市 73%、大槌町 74%。全国平均は 108%）。

また、グループ補助金交付先アンケート調査（H29.6）では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、45%と半数に満たない。

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 84%（H29.8）、宮城県 80%（H30.3）、福島県 66%（H30.3）となっている。

さらに、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査（H30.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 1,474 者）、廃止前又は廃止時に本設移転と回答した事業者が 343 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 586 者いるという状況にある。

### ②雇用の状況

工業統計における岩手県、宮城県及び福島県の 4 名以上の製造業の事業所に就業する人数は、平成 22 年（暦年）は 369 千人であったものが、平成 27 年では 346 千人、平成 22 年比較で 94%となっており、特に津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）においては、平成 22 年（暦年）は 126 千人であったものが、平成 27 年では 114 千人、平成 22 年比較で 90%（全国計は平成 22 年比較で 98%）の水準となっている。

### ③面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、平成 30 年以降、約 480ha の産業用地が供給予定となっている。

また、復興道路・復興支援道路は、平成 30 年 3 月現在で約 6 割の開通であり、防潮堤等の海岸対策事業の完成割合は 48%となっている。

こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題である。

このため、事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然必要であり、上述の様な、事業活動の状況、雇用の状況、産業用地の供給状況を勘案し、地方公共団体からの要望や与党提言等を踏まえ、本特例措置について津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）における特別償却率及び税額控除率について、平成 31 年 3 月 31 日までの率を、平成 33 年 3 月 31 日まで適用することを要望する。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興																
		政策の達成目標	津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）において投資を行う事業者の増加																
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）																
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ																
	政策目標の達成状況	平成29年度中までに復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数	件数（平成30年3月末） 法人 2,508件 個人 280件 （合計2,788件）																
		うち津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）における件数	法人 1,198件 個人 215件 （合計1,413件）																
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>81件</td> <td>10件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>64件</td> <td>7件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年計</td> <td>145件</td> <td>17件</td> <td>（合計162件）</td> </tr> </table>		法人	個人		平成31年度	81件	10件		平成32年度	64件	7件		2年計	145件	17件	（合計162件）
			法人	個人															
	平成31年度	81件	10件																
	平成32年度	64件	7件																
2年計	145件	17件	（合計162件）																
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を拡充することにより、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）における機械装置及び建物・構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。																		
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第38条から第40条まで）																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																	

		要望の措置の妥当性	本特例措置の拡充は、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限定した上で、更に、復興推進のため地域に集積を目指す業種であり、事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。																														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 29 年度までの復興特区法第 37 条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（平成 30 年 3 月末） 法人 2,508 件 個人 280 件 （合計 2,788 件）																															
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																															
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて被災地において、事業用設備の投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。																															
	前回要望時の達成目標	復興産業集積区域において設備投資を行う事業者の増加																															
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>前回要望時の指定件数の見込を概ね達成しつつある。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>252</td> <td>58</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>202</td> <td>46</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>161</td> <td>37</td> <td>198</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成 28、29 年度の実績と平成 30 年度の見込み（同）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度（実績）</td> <td>270</td> <td>22</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度（実績）</td> <td>203</td> <td>35</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度（見込み）</td> <td>166</td> <td>27</td> <td>193</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	合計	平成 28 年度	252	58	310	平成 29 年度	202	46	248	平成 30 年度	161	37	198		法人	個人	合計	平成 28 年度（実績）	270	22	292	平成 29 年度（実績）	203	35	238	平成 30 年度（見込み）	166	27
	法人	個人	合計																														
平成 28 年度	252	58	310																														
平成 29 年度	202	46	248																														
平成 30 年度	161	37	198																														
	法人	個人	合計																														
平成 28 年度（実績）	270	22	292																														
平成 29 年度（実績）	203	35	238																														
平成 30 年度（見込み）	166	27	193																														
これまでの要望経緯	平成 23 年度 創設 平成 26 年度 機械及び装置の即時償却の適用期限を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 平成 28 年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を 5 年延長																																